

46 消費・安全対策交付金

【1, 810（1, 789）百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、国産農畜水産物の安全性の向上、家畜の伝染性疾病や病害虫の発生予防・まん延防止等を支援します。

<背景／課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的にリスク管理措置等の適切な取組を実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの促進

<主な内容>

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病やジャガイモシロシストセンチュウ、ミカンコミバエ等の病害虫の発生予防・まん延防止
- (3) 食品トレーサビリティの普及促進

〔 交付率：10／10、9／10以内、1／2以内、1／3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 〕

[お問い合わせ先：消費・安全局総務課 (03-3591-4830)]